相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市中島二丁目八五番地、最後の住所新潟県長岡市中島二丁目一一番一七号
被相続人　亡　小林　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
事務所新潟県長岡市三和三丁目八番地二三坂井ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　小林　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県丹生郡越前町新保第一一号二八番地二、最後の住所福井市上森田町第一四号一六番地
被相続人　亡　川元　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
福井市春山一丁目三番一号　あじさい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　太田　宏史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市東区下石田町一八〇五番地四、最後の住所浜松市東区下石田町一八〇五番地の四
被相続人　亡　松岡　芳幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
事務所浜松市浜北区小松一〇番地の二司法書士柴田泰光事務所
相続財産管理人　司法書士　柴田　泰光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区只来四四番地一、最後の住所静岡県静岡市駿河区八幡五丁目一六番三六―二〇三号　被相続人　亡　磯部　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
静岡県静岡市葵区両替町一―四―五　河村第一ビル三階　静岡合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐野　雅則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市西之庄町一八七番地、最後の住所三重県多気郡明和町大字堀川新田二二番地二二
被相続人　亡　世古　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
事務所三重県松阪市魚町一八〇〇番地
相続財産管理人　司法書士　安川　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市本町一丁目一三九番地一、最後の住所大阪府大阪市東成区神路一丁目一〇番三号　特別養護老人ホームサンローズオオサカ
被相続人　亡　澁谷　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
大阪市北区西天満四丁目八番一一号北ビル本館二階二〇一
相続財産管理人　弁護士　髙橋　敏信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市魚町九番地一八、最後の住所兵庫県宍粟市山崎町東下野二七三番地二
被相続人　亡　伊藤美代江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
兵庫県たつの市龍野町富永一〇〇五番八・二階
相続財産管理人　荻野　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市西川津町二一二七番地一、最後の住所島根県松江市西川津町二一二七番地一
被相続人　亡　三上　魏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
島根県松江市法吉町五八五番地五
相続財産管理人　伊藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市大字河内一九八〇番地一、最後の住所山口県下松市大字東豊井一三〇二番地四四
被相続人　亡　浅原　由夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
山口県周南市鐘楼町一番二二号月丘ビル三階
相続財産管理人　弁護士　通山　和史

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年8月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①合同会社みやびインベストメント　②関整特第41号　③代表社員　みやび一般社団法人　職務執行者　安田幸一　④東京都千代田区霞が関3－2－6東京倶楽部ビルディング11階　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区霞が関3－2－6東京倶楽部ビルディング11階　合同会社みやびインベストメント　代表社員　みやび一般社団法人　職務執行者　安田幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡甲佐町大字豊内九五〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　嶋津　敬明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
熊本市中央区京町二丁目二番四二号三階
山本・中山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　好郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市久米一丁目二五番地の一四、最後の住所沖縄県那覇市牧志町一丁目七七八番地二
被相続人　亡　國場ゴゼイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二十三日
沖縄県浦添市西原二丁目一一番一一号
相続財産管理人　稲嶺　潤一